

関係人口調査事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、関係人口調査事業業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

関係人口調査事業業務

(2) 業務内容

別紙「関係人口調査事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」と言う。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 契約上限額

金10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この上限額とは別に契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 プロポーザルの参加資格、条件等

(1) 単独企業

- ① 優れた調査・集計及び企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
- ② 富山県との打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること（オンライン可）
- ③ 本プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑦ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること
 - イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められ

ること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が（１）①～⑧に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ② 共同企業体が、２つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 上記参加資格が備わっていないとき
- ② 複数の提案書等を提出したとき
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑥ この他不正な行為があったとき

4 プロポーザルの参加手続等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 様式1「企画提案参加申込書」
- (2) 提出方法 電子メールで「11 提出先・問い合わせ先」に提出してください。
なお、送信後に必ず電話連絡をお願いします。
- (3) 提出期限 令和7年9月30日（火）17時（必着）
- (4) その他 事情により参加を辞退する場合は、令和7年10月7日（火）17時までに辞退届（様式任意）を電子メールで「11 提出先・問い合わせ先」に提出してください。なお、送信後に必ず電話連絡をお願いします。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 様式2「質問票」
- (2) 提出方法 電子メールで「11 提出先・問い合わせ先」に提出してください。
なお、送信後に必ず電話連絡をお願いします。
※電話及び口頭による質問は受け付けません。
- (3) 提出期限 令和7年9月22日（月）17時（必着）
- (4) 質問回答 受け付けた質問に対する回答は、提案者の独自企画に関わることなどを除き、令和7年9月25日（木）（予定）に富山県ホームページ内の本実施要領を掲載しているページにて公開します。
- (5) その他 以下の質問については、受け付けません。
 - ・評価基準の配点に関する質問
 - ・他の応募者に関する質問
 - ・審査員に関する質問
 - ・その他、本プロポーザルに参加する者として適切でない質問

6 企画書等の提出

本プロポーザルの参加申込者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式任意）
 - ・仕様書を参照の上、詳細な企画内容を提案してください。なお、本委託業務の目的、趣旨に沿った提案であり、契約上限額の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えありません。
 - ② 経費見積書（様式任意）
 - ・本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出してください。なお、経費の内訳が具体的にわかるように記載してください。
 - ・プロポーザル参加申込者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。（円未満

切捨て)

③ 業務実施体制報告書（様式任意）

- ・会社等の業務概要
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
- ・過去の類似事例の受注実績

(2) 提出方法

ファイル形式は PDF とし、電子メールで「11 提出先・問い合わせ先」に提出してください。なお、送信後に必ず電話連絡をお願いします。

提出するファイルの合計容量が 20MB を超える場合は、事前に「11 提出先・問い合わせ先」にご連絡ください。ファイルの送信方法を別途通知します。

(3) 提出期限 令和 7 年 10 月 9 日（木）17 時（必着）

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を行い、委託候補者を決定します。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加する者を制限する場合があります。

① プレゼンテーションの日時（予定）

令和 7 年 10 月 14 日（火）～17 日（金） ※後日個別に連絡します。

② プレゼンテーションの実施方法

オンライン（Zoom）により実施 ※Zoom の ID は後日個別に連絡します。

③ その他（予定）

- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込みの順とします。
- ・当日の説明は、企画提案時に提出した企画書等のみを使用するものとし、追加資料を用いることは認めません。
- ・プレゼンテーションの持ち時間は、1 参加者あたり 25 分以内（説明 15 分以内、審査員からの質疑応答 10 分以内）とします。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は、最大 3 名までとします。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

(2) 審査基準

別紙「関係人口調査事業業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり

(3) 契約候補者の選定方法

各審査員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得した者を契約候補者として選定します。ただし、全ての提案について合計点が基準点（6 割）を下回った場合は、委託候補者を選定しないことがあります。

(4) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」の「結果」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

8 契約手続き等

委託候補者と県は、内容を別途協議の上、契約を締結します。

ただし、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。委託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に、随意契約の手続きを行います。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において合計点が次点（基準点（6割）を満たしている場合に限る。）の候補者と協議することとなります。

9 その他

- (1) 提出いただく案は、1参加者につき1案とします。
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は、参加者負担とします。
- (3) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、富山県の指示に従ってください。
- (4) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託又は請け負わせることができます。
- (5) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) この要領の内容に不明点がある場合には、富山県の指示に従ってください。

10 今後のスケジュール（予定）

プロポーザルに関する質問票締切	9月22日（月）17時
質問の回答	9月25日（木）
プロポーザル参加申込締切	9月30日（火）17時
辞退届提出締切	10月7日（火）17時
プロポーザル企画提案書提出締切	10月9日（木）17時
プロポーザル審査、契約候補者の決定	10月14日（火）～17日（金）調整中
審査結果通知、契約締結	10月20日（月）以降

11 提出先・問い合わせ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県 知事政策局 企画室 成長戦略課（担当：松下、加野）

TEL：076-444-8916

FAX：076-444-4406

E-mail：akikaku@pref.toyama.lg.jp

※受付時間は、8時30分から17時15分まで（土日・祝日を除く）